

水素ステーション整備支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、燃料電池自動車の普及を促進するため、県内で水素ステーションを設置する者に対し、水素ステーションの設置に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「燃料電池自動車」とは、燃料電池を搭載し、水素を燃料電池の燃料として用いる自動車登録番号標又は車両番号標の交付を受けた自動車、又は特別区・市町村の条例で付すべき旨を定められている標識を取り付けている小型特殊自動車、原動機付自転車をいう。
- (2) 「水素供給設備」とは、燃料電池自動車等に燃料として水素を供給する設備をいう。定置式、移動式及び水素集中製造設備を含む。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、個人事業者又は法人（国、独立行政法人、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）であり、かつ、補助対象設備について一般社団法人次世代自動車振興センターが行う「燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金（燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業）」（以下「経済産業省補助金」という。）の交付決定を受けている者とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号を満たす事業とする。

- (1) 経済産業省補助金の対象となる事業であり、奈良県内に水素ステーションを設置するものであること。
- (2) 商用を目的とするものであること。

(補助対象経費及び補助額)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	設備機器費、設計費、設備工事費、工事負担金、及び経費・管理費
補助金の額	補助対象経費に6分の1を乗じて得た額(当該算出した額が50,000千円を超える場合は、50,000千円)以内の額(1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額)。ただし、消費税及び地方消費税は補助対象外とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、水素ステーション整備支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、前条の書類を受理した場合において適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に対し、通知するものとする。この場合において、知事が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

(指令前着手)

第8条 補助金の申請者が、やむを得ない事由により前条の交付決定を受けないで、補助事業に着手しようとするときは、水素ステーション整備支援事業補助金指令前着手届(第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第9条 第7条の規定による決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、第7条の規定による交付の決定の通知を受けた日から30日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(事業計画の変更の承認等)

第10条 補助事業者が、次に掲げる事業計画の変更をしようとするときは、あらかじめ水素ステーション整備支援事業補助金の変更承認申請書(第5号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の額の変更(20パーセント以内の変更を除く。)
- (2) 補助事業の内容の変更
- (3) 事業の中止

2 知事は、前項に規定する承認に当たって必要があると認めるときは、交付決定の内容を変更し、又は条件を付けることができる。この場合において、補助対象経費の変更による交付決定の額の変更については、減額のみとし、増額は行わない。

(指示及び検査)

第11条 知事は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(状況報告)

第12条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに、水素ステーション整備支援事業補助金実績報告書(第6号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事に報告しなければならない。

- (1) 事業実績書(第7号様式)
- (2) 収支精算書(第8号様式)
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 事業が翌年度にわたるときは、知事が定める日までに水素ステーション整備支援事業補助金年度末実績報告書(第9号様式)を、知事に提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第14条 知事は、前条第1項に規定する実績報告書の内容が適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を書面により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第15条 前条の規定による補助金の額の確定の通知を受けた補助事業者は、速やかに水素ステーション整備支援事業補助金交付請求書（以下「請求書」という。）（第10号様式）を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第16条 知事は、前条の規定による請求書の提出を受けたときは、補助金を交付する。

（取得財産の管理等）

第17条 補助事業により取得し、又は効用を増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

2 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、知事の承認を受けて処分し、収入があった場合においては、その収入の全部又は一部を県に納付すべきことを命じることができるものとする。

（交付決定の取消し等）

第18条 知事は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第7条後段の規定により知事が付けた条件に違反したとき。

(2) 第10条の規定に違反したとき。

(3) 第11条の規定による知事の指示に従わなかったとき、又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。

(4) 第17条第1項の規定に違反したとき。

(5) 規則第20条の規定に違反したとき。

(6) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

（財産の処分の制限）

第19条 規則第20条第3号の知事が定める財産は、補助事業で取得した設備とする。

2 規則第20条ただし書きの規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に掲げる期間とする。

3 補助事業により取得した財産の処分の手続きについては、「奈良県水循環・森林・景観環境部水資源政策課が所管する補助金に係る財産の処分の制限等に関する事務処理要領」に定めるところによる。

（補助金の経理等）

第20条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（その他）

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年 4月23日から施行する。